

古賀市国民健康保険運営協議会（第7回）

標題の件について、下記のとおり実施したので、古賀市国民健康保険条例施行規則第11条に基づき会議録を作成する。

1. 会議の日時及び場所

日 時 平成29年12月6日（水） 19:00～20:20
場 所 古賀市役所 中会議室

2. 出席委員の氏名

○出席 渡 信人（会長）、三輪 朋之、野田 廣子、淀川 治、
塩津 美都子、芝尾 郁恵、中山 影親、福岡 綱二郎
○欠席 矢野 洋子

3. 事務局

市民部長（野村）
市民国保課長（坂井）、国保係長（長野）、国保係（江野・阿部）
予防健診課長（中村）、参事補佐兼健診指導係長（長崎）

4. 議事及び議事の概要

別紙のとおり

5. 規則第11条に基づく署名

署名人については、会長の指名を受けた中山委員及び福岡委員とする。

署名人_____

署名人_____

古賀市国民健康保険運営協議会（第7回）会議録

1. 開会

定足数に達しているので開会する。（市民国保課長）

傍聴を許可する。（渡会長） 傍聴者：3名

2. 会長あいさつ

3. 議事

①国保事業費仮納付金に基づく国保税の検討について

（1ページから8ページまで資料説明：市民国保課長、国保係長）

- 福岡委員 資料②の旧ただし書所得とは何か。
- 国保係江野 国保税は所得を基に計算するが、収入に対する所得の計算の一つである。細かなルールを統一化したものである。
- 国保係長 給与収入の場合は、給与所得控除後の金額である。国保は社会保険料控除等を勘案しない給与収入に対する所得で計算する。
- 福岡委員 資料②で所得別の保険税額が出ているが、古賀市の状況はどこの層が多いのか。
- 国保係長 世帯構成は問わずに所得だけでみると、一番多いのは33万円以下の所得の世帯で、国保加入世帯の約40パーセントを占めている。
- 塩津委員 旧ただし書所得とは何か。
- 国保係長 資料②のGの世帯のように、年金収入が200万円であれば、旧ただし書所得は80万円と決まった額になる。国保税課税計算にはほかの控除は勘案しない。
- 福岡委員 年金収入が120万円以下であれば、所得はゼロか。
- 国保係江野 65歳以上の方であればそうなる。
- 福岡委員 年金所得と給与所得がある場合はどうするのか。
- 国保係長 両方の所得を足すことになる。
- 淀川委員 標準保険料率は毎年度県から示されるのか。税法改正があれば変わってくるのか。
- 国保係長 納付金の参考値として毎回示されると認識している。
- 渡会長 所得水準と医療費水準の納付金への影響は。
- 国保係長 納付金には所得、年齢調整後の医療費水準が影響すると説明したが、現段階では影響額は示されていない。ただ、県平均と比較すると古賀

市の所得水準は高く、医療費水準は低い状況にある。

○渡会長 次に9ページからの説明を願う。

(9ページから10ページの資料説明：国保係長)

○渡会長 介護分の2方式、3方式の県内の状況は。なぜ古賀市は2方式か。

○国保係長 県内の状況は前々回の資料のとおりである。介護保険制度開始以降、対象者には社会保険等でも徴収している。制度開始以降古賀市は2方式である。65歳以上は個人で支払っていることの経緯もあるのではないかと
思うが、正確には把握していない。

○福岡委員 国県の方針はあるのか。

○国保係長 現段階では、市町村判断になっている。中長期的な保険料均一になったときにどうするのかということになると考える。医療分、後期高齢者支援分も含めて、地域によって2方式、3方式、資産割を含む4方式のところもある。

○福岡委員 将来的に県に統一したときに2方式か、3方式かわからないのか。

○国保係長 県の説明では、現状の標準保険料率はすべて3方式で示されているが、介護分については、2方式、3方式にするかは、今後の協議の対象となるということであった。

○渡会長 医療分は3方式であるが、全国的にもそうなのか。

○国保係長 地域によって、2方式、3方式、4方式とばらばらである。

○市民部長 成り立ちからいうと、国保制度は世帯を単位として成り立っている
ので、世帯に対して課税している。だが制度創設以降、特に都市部では1人世帯が増えてきて、1人なのに均等割と平等割が賦課されるようになり、負担がどんどん重くなってきた。また、都市部は地価が高いので、4方式で資産割を賦課すると負担が高くなる。そういうことで都市部では2方式が多くなってきている。

現在の後期高齢者医療と同様に将来的には2方式に向かうかもしれない。
ただ、現状では都市部以外では3方式、4方式の市町村も多い状況ではある。
よって、国も地域の実情によって統一に向かってくれとなっている。

○福岡委員 金融資産に対しても賦課するということはあるのか。

○市民部長 資産、所得に対して負担をするのが、ある意味公平ではないのか
という考え方もでてきているとは聞いている。

○渡会長 制度創設時は大家族が主体であり、家族が多いところほど負担を軽減
するという趣旨もあったのか。世帯で介護をすること、介護サービスを受ける
状況になりやすいという観点からすると、介護分こそ世帯割を入れて3

方式ということも視野に入れるべきではないか。

- 福岡委員 単身世帯と多数世帯のバランスを考えると、医療分等が3方式であるので、介護分は2方式のままでいいと思う。
- 渡会長 医療費に世帯割を入れた発想からすると、世帯人数が多いから入れたのかと感じる。
- 芝尾委員 応能割対応益割を50対50にすると、全世帯が減額になる。今後、国が示す係数にだんだんしていくのか。低所得者に負担が大きくなるのでは。
- 国保係長 仮に福岡県内均一保険料にする場合は、資料の④になると考える。ただ、中長期的に行うとあるので、だんだん近づけていかないと、保険料が均一化されたときに、急に上がる世帯が出る可能性が高いと考えられる。
- 福岡委員 国が示す保険料率にあわせて毎年度保険税率を変えなければいけないのか。
- 市民国保課長 毎年度変えなければいけないということではない。毎年度納付金が示されるが、状況に応じて数年ごとに見直すというのも考えられる。
- 市民部長 毎年度、納付金に応じて検討する必要があるとは考えるが、毎年度保険税が上がったり、下がったりするのは被保険者に対してもどうかと考えるので、安定的な運営を考慮すると2、3年とか、ある程度の年数でみていく必要があると考える。
- 芝尾委員 仮算定では2千万円ほどの減額になっているが、どういうふうにか考えるのか。
- 国保係長 ②の場合は全世帯が減額になるという考え方である。③の場合は、中長期的なことを考えて④に寄せていくという考え方である。④は国が示す係数であるので、国が考える負担割合になるという考え方である。ただ、すべてにおいてメリット、デメリットはある。②、③、④ともに必要な保険税を収入できる見込みであるので、どこに負担していただくかの問題になる。今回3パターンを提示しているが、ほかにあれば意見をもらいたい。
- 福岡委員 中期的に考えると、医療費、介護費は確実に増えていくと思われるので、県への納付金も年々増える可能性は高いのか。
- 市民部長 被保数が減少傾向にあるので総額は別だが、1人当たり医療費は確実に増加傾向にあると想定される。ただ、診療報酬等国の動向もあるので、未来永劫増加傾向にあるかは不透明である。
- 渡会長 ほかにないか。
- 市民部長 今日は仮係数に対して試算を行っているので結論をいただくということではない。確定納付金で変わることは十分に考えられるが、今回県から示された具体的な数値を出した。最終的に1月中旬に県から示される確定

の数値を基に試算を行い、議論をいただき、決定をしてもらいたい。

それと、介護分の2方式、3方式について議論していただきたい。

また、毎年度税率を改正していくのかも議論願う。

- 福岡委員 確定納付金で減額可能な幅が1千万円等の場合、現行の税率でいくということも考えられるのか。
- 市民部長 そういう考え方もある。
- 渡会長 他になければ、国保事業費仮納付金に基づく国保税の検討については終了する。

②その他

- 渡会長 ほかに何かあるか。(なし)

- 渡会長 本日の議事を終了する。

- 渡会長 次回のスケジュールを事務局より説明願う。

- 市民国保課長 今後のスケジュールについて提案したい。6月の運協で示した資料では、1月の次回運協で答申をいただく予定であったが、議論を深めていただくために、当初2月に予定していた協議会を1月下旬に行い、1月に2回行いたい。

1月中旬に確定係数が出ていればその議論、出ていなければ今回の議論を深めていただく。あわせて今後の保険税のあり方、税率改定の時期についても議論いただきたい。その次の1月下旬の協議会で確認いただいて、答申内容の確定を願う。

事務局としての考えであるので意見をいただきたい。

- 渡会長 当初スケジュールの予算の説明とはならないのか。
- 市民国保課長 時期的に予算の説明ではなく、税率の議論をいただきたい。
- 福岡委員 1回増えるのか。
- 市民国保課長 予算説明の回に変えて行うので回数は増えない。
- 渡会長 ほかに意見等がなければ、事務局提案のとおりでいいか。(了承)

- 渡会長 会議録の署名は、中山委員と福岡委員にお願いする。

4. 閉会

- 渡会長 協議会を終了する。